

## 環境大気常時監視マニュアル第2作業部会改訂の論点

### 第3章 測定機の維持管理要領

1. 「環境大気常時監視マニュアル改訂の方向性」に基づき改訂した部分
  - (1) 冒頭部の第1章と重複する記述を整理
  - (2) 「3.3 目盛校正」: 改訂案の「自動測定機」の章で新規項目とした「校正」に統合
  - (3) 「4.3 委託業務の実施計画」:
    - ・ 「環境大気測定機器維持管理要綱」とマニュアルの内容が重複するため参照を廃止
    - ・ 「大気汚染測定における安全対策の確立について」の参照を廃止し、「測定局舎」の部分に記載
  - (4) 「5.1 測定機の稼働時」: 項目名を「高圧ガスの管理」に変更。「大気汚染測定における安全対策の確立について」を参照し、精度管理を踏まえて整理
  - (5) 「5.2 試薬・試液等の廃棄」: 大気測定機から発生する試薬・試液等の産業廃棄物の廃棄について詳細に記載
  
2. 作業部会で特に加筆修正した部分
  - (1) 乾式測定機に必要な設備に関する記述
    - ・ 「1.3 維持管理の体制」: 校正用基準器を設置する場合の注意事項を追加
    - ・ 「3.2 保守点検の種類と内容」: 点検項目にOリング類、セル、光量、感度の記述を追加
    - ・ 「3.2 保守点検の種類と内容」: 点検項目にコンバータ、スクラバ等の交換、Oリング類の交換を追加
  - (2) 「3. 測定機の維持管理」: 測定機の性能劣化の概念（故障率、経時変化・損失）の説明を追加
  - (3) 「3.1 保守点検計画」:
    - ・ 測定機の性能劣化状況の把握と個々の測定機の特性を踏まえた計画立案の重要性を追加
  - (4) 「3.2 保守点検の種類と内容」: 日常点検を「1日に1回から最低一週間に1回」を「最低1週間に1回」に変更
    - ・ 日常点検確認事項に局舎内温度とエアコンの記述を追加
  - (5) 「3.4 性能試験」:
    - ・ 機器更新時は必要である旨、性能試験項目は必要に応じて任意に決定する旨、記載
    - ・ 並列試験期間内に数回の濃度別指示値比較を追加
    - ・ 性能試験の実施条件を詳述追加
    - ・ 「ゼロドリフト」及び「スパンドリフト」の日試験及び週試験の試験方法を追加
    - ・ 流量の安定性確認の方法を追加
    - ・ 乾式測定機の最小検出感度を追加
    - ・ 性能試験項目を詳細に記述
  - (6) 「4.4 委託業務の監督」: 吸収液等の確認の「抜き取り検査」の表現を改め「確認」とし検査内容を詳細に記述

## 環境大気常時監視マニュアル第 2 作業部会の主な改訂事項

### 第 5 章 測定値の確定及び管理

#### 1. 「環境大気常時監視マニュアル改訂の方向性」に基づき改訂した部分

- (1) 「1.3 測定値の処理」: 測定値の処理作業について、「大気汚染防止法第 22 条の規定に基づく大気汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準」に基づく報告依頼の内容を明記
  - ・ 環境基準の長期的評価における指標の定義
  - ・ 測定項目別に測定時間の定義を詳細に記述
- (2) 「1.3 測定値の処理」: 測定値の取扱い及び評価について、事務の処理基準に基づき、新規に項目立てを行い記述
- (3) 「2.1 測定値の管理」「2.2 測定値の活用」: 新規に記載すべき容量の大きい記録媒体について記述

#### 2. 作業部会で特に加筆修正した部分

- (1) 「1.1 測定値の収集」: オンラインシステムの使用が増加したため優先的に記述
- (2) 「1.2 測定値の単位」: 計算値項目を削除し、環境省が報告を求めている項目に基づき、環境基準設定項目及びその他の項目に区分
- (3) 「1.4 確定作業の内容」: データスクリーニングをわかりやすく記述。「異常値の取扱い」について新規に項目を分けて記述。「測定値の修正」を詳細に記述
- (4) 「2.2 測定値の活用」: 「そらまめ君」等によるデータ公開を追加。また、公開されるデータは速報値であること、取扱いについては当該自治体の了承を得るなどの配慮すべき事項を追加。
  - ・ 今後、国立環境研究所規定の共通フォーマットを使用することが望ましいと記述し具体的な提出ファイルを例示
  - ・ 「制御情報」以降の項は、現行の「第 4 章 大気汚染常時監視システム」に統合し内容の古い部分は削除